

オランダの輸出証明プログラム：日本

1 目的

オランダから日本向けに輸出できる牛肉又は牛肉製品は子牛肉（12 か月齢以下由来の牛肉）及び子牛肉臓肉¹（以下「子牛肉」という。）は、**SRM**（扁桃及び回腸遠位部）が衛生的に除去される方法で製造される。本文書は、オランダの日本向け輸出証明プログラム（**EVP**）に基づき、オランダ子牛肉を日本へ輸出するための特定の製品条件を規定している。本文書はまた、オランダ子牛肉を日本へ輸出するために必要となる、オランダの品質システム評価プログラム（以下「**Bedrijfs** プロトコール」という。）の追加条件についても規定している。

牛肉及び牛肉製品の範囲については、オランダ経済省及び日本国厚生労働省（**MHLW**）の協議をして、日本の食品安全委員会のリスク評価の範囲内で、拡大することが可能である。

¹ オランダから日本へ輸出される子牛肉臓肉は頬肉、脾臓、舌、肝臓、腎臓、心臓及び尾である。

2 範囲

オランダ食品消費者製品安全庁（**NVWA**）が **EU** 規則及び **EVP** を施行・監視している。

この文書は、日本向けに輸出できる子牛肉を供給するオランダの企業、と畜場、カット施設、冷蔵保管施設（以下「企業」という。）に適用され、これら企業は **NVWA** のホームページに掲載される。

企業は、日本の子牛肉の条件に適合するための条件を含む **NVWA** が認可した **Bedrijfs** プロトコールを通して、**EVP** のセクション 5 の日本向けの特定の製品条件を満たさなければならない。

Bedrijfs プロトコールは、文書化された品質管理システム（**QMS**—**HACCP**、**SSOP** など）によって特定の製品条件が裏付けられていることを確保している。**EVP** のために **Bedrijfs** プロトコールの認可を受けた企業のみが、**EVP** に基づき日本向けの特定の製品条件に適合した製品であることを表示し、販売することができる。

3 参考文書

1. **NVWA** が認可した企業の **Bedrijfs** プロトコール（企業が、日本の条件をどのように遵守するかを示す。）
2. **NVWA** 日本向け計画手続き（**NVWA** が、日本向けに子牛肉を輸出する企業による日本の条件遵守をどのように管理するかを示す。）
3. **NVWA** 作業手順書（動物衛生証明書の合意後に作成され、証明書を発行する **NVWA** 検査官に関する事項を示す。）

4. 日本の条件に適合した認可施設の NVWA リスト

4 企業に対するオランダの **Bedrijfs** プロトコール条件の追加事項

この文書のセクション5にある特定の製品条件は、NVWA が認可した **Bedrijfs** プロトコールにより満たされていなければならない。**Bedrijfs** プロトコールは、文書化された品質管理システム（QMS）によって特定の製品条件が裏付けられていることを確保する。

企業は **Bedrijfs** プロトコール内に以下の条件も組み込まなければならない：

4.1 内部監査

4.1.1 企業は、**Bedrijfs** プロトコール及び EVP の実行を検証するために、内部監査を計画された期間ごとに効果的に実施しなければならない。

4.1.2 企業は、文書化された手順書を整備し、その記録を保管し、確認された不適合とそれらの原因を排除するための措置が遅滞なく実施されるようにしなければならない。

4.2 企業の供給者リスト

企業（カット施設及び/又は冷蔵保管施設）は、以下の要件を満たす認可されている供給者リストを保持しなければならない。

- EVP のために **Bedrijfs** プロトコールの認可を受けた、と殺された子牛の供給者についての記載
- 供給者の名称、住所、認可年月日の特定
- NVWA が閲覧できるようにすること

企業はまた、供給者がそのリストから除外された年月日も保持しなければならない。

5 特定の製品条件

5.1 日本向けに輸出可能な子牛肉は、施設の QMS に組み込まれた手順により処理されなければならない、SRM（扁桃及び回腸遠位部）の衛生的な除去の確保及びこれらの組織による日本向けに製造されている肉製品への汚染を防ぐ方法で製造されなければならない。

5.2 SRM は日本へ輸出できない。関連する SRM（扁桃及び回腸遠位部）は、**Bedrijfs** プロトコールに示されているとおり、日本向け輸出製品を汚染しない方法で除去されなければならない。

5.3 適格製品は、以下のいずれかの方法を用いて、と殺時に 12 か月齢以下の牛由来でなければならない。

5.3.1 牛生体（*Bos taures* 及び *Bos indicus*）は個体識別及び登録システムによって追跡できなければならない。と殺時、個体は以下について確認されなければならない。

- 個体の月齢が 12 か月齢以下であること。

・ 個体が、オランダで生まれ飼養されたもの、又はフランス・米国・カナダ若しくは<http://www.maff.go.jp/aqs/english/news/third-free.html>で示されているその他のBSE非発生国で生まれ、オランダで飼養されたものであること。

5.3.2 企業は、牛生体と牛群の関連を示す記録を保管しなければならない。牛群ごとに、月齢及び飼養された国の情報が示される必要がある。記録は、それぞれの個体を農場の記録まで追跡するために十分なものでなければならない。

5.4 識別条件

- ・ 日本向けの条件に適合する全ての枝肉及び肉は、識別されなければならない。
- ・ 識別は、プロセスと製品の一貫性を確保するため、加工、包装、保管及び出荷を通じて製品に維持されなければならない。
- ・ 条件を満たす企業によって生産され、EU 及び EVP の条件に適合すると認められた製品のみが、EU 及び日本の全ての条件に適合している旨を記載した NVWA の輸出証明書を受けることができる。

6 認可プログラムのリスト

6. 1 日本向けの特定の製品条件を満たす **Bedrijfs** プロトコールの認証を受けたオランダ企業のみが、EVP の適合企業として公式リストに記載される。
6. 2 NVWA は、年に一度、日本向けに子牛肉を輸出できる企業の公式証明リストを MHLW に提供するものとする。

7 責務

7. 1 日本向け輸出を行うオランダ企業は、本 EVP に示されている全ての指針と手順に適合していなければならない。
7. 2 NVWA は、企業の監視及び日本の食品衛生法で要求される情報を含む日本向けの子牛肉輸出に関する獣医師の衛生証明書の発行において責任を有する。

8 MHLW による査察及び輸入時検査

MHLW は、NVWA や日本向けに子牛肉を輸出する企業及び関連施設への訪問を含む、オランダの検査システムについての現地査察を実施することができる。

MHLW による査察あるいは輸入時検査により、本基準への不適合が確認された場合、NVWA は不適合製品の管理、改善措置若しくは防止措置を含む、適切な措置を実施するものとする。

9 発効日

オランダから日本向けに輸出される子牛肉の条件は 2013 年 2 月 1 日から発効する。